

令和6年5月24日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

宅地造成等規制法の改正等に伴い、国分寺崖線沿いの一部に指定されている宅地造成工事規制区域に代わり、「宅地造成等工事規制区域」が区内全域に指定されることにより、「単なる土捨て行為や一時的な堆積についての規制」、「中間検査・定期報告」など、新たに発生する事務に係る申請手数料等の新設及び改定の必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和6年第2回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料等を定め、開発行為許可申請手数料等の金額を改定するとともに、開発行為に関する証明書の交付に係る手数料を定め、併せて規定の整備を図る。

(別表第1の77、78、80、80の2、81、81の2、3、4の項)

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和6年7月31日

新旧対照表

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

改正後	改正前																								
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>本則略</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">附 則（令和6年6月21日条例第3号） （施行期日）</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">1 この条例は、令和6年7月31日から施行する。 （経過措置）</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">2 この条例の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第8条第1項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の旧法第12条第1項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の別表第1の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>本則略</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">新設</p>																								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称等</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 15%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～76</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料</td> <td>開発区域の面積に応じ、次に掲げる額</td> <td>許可申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称等	額	徴収時期	1～76	略			77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称等</th> <th style="width: 15%;">額</th> <th style="width: 15%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～76</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料</td> <td>開発区域の面積に応じ、次に掲げる額</td> <td>許可申請のとき。</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称等	額	徴収時期	1～76	略			77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。
事務	名称等	額	徴収時期																						
1～76	略																								
77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。																						
事務	名称等	額	徴収時期																						
1～76	略																								
77	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく イ 主として自己の居住の用に 開発行為許可申請手数料	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	許可申請のとき。																						

改正後				改正前			
開発行為の許可の申請に対する審査	に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	13,000円	開発行為の許可の申請に対する審査	に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの	(1) 0.1ヘクタール未満のもの	13,000円
		(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>39,000円</u>			(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	<u>34,000円</u>
		(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>76,000円</u>			(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	<u>65,000円</u>
		(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>149,000円</u>			(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	<u>133,000円</u>
		(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>225,000円</u>			(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	<u>200,000円</u>
		(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの				(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	

改正後					改正前				
				<u>305,000円</u>					<u>261,000円</u>
				(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの					(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの
				<u>370,000円</u>					<u>337,000円</u>
				(8) 10ヘクタール以上のもの					(8) 10ヘクタール以上のもの
				<u>497,000円</u>					<u>460,000円</u>
		ロ	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額		ロ	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの	開発区域の面積に応じ、次に掲げる額	
				(1) 0.1ヘクタール未満のもの					(1) 0.1ヘクタール未満のもの
				<u>21,000円</u>					<u>20,000円</u>
				(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの					(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの
				<u>51,000円</u>					<u>46,000円</u>
				(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの					(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの
				<u>113,000円</u>					<u>100,000円</u>
				(4) 0.6ヘク					(4) 0.6ヘク

改正後					改正前				
			タール以上1 ヘクタール未 満のもの	<u>204,000円</u>				ール以上1ヘ クタール未満 のもの	<u>185,000円</u>
			(5) 1ヘクタ ール以上3ヘ クタール未満 のもの	<u>340,000円</u>				(5) 1ヘクタ ール以上3ヘ クタール未満 のもの	<u>307,000円</u>
			(6) 3ヘクタ ール以上6ヘ クタール未満 のもの	<u>457,000円</u>				(6) 3ヘクタ ール以上6ヘ クタール未満 のもの	<u>415,000円</u>
			(7) 6ヘクタ ール以上10ヘ クタール未満 のもの	<u>567,000円</u>				(7) 6ヘクタ ール以上10ヘ クタール未満 のもの	<u>521,000円</u>
			(8) 10ヘクタ ール以上のも の	<u>795,000円</u>				(8) 10ヘクタ ール以上のも の	<u>737,000円</u>
	ハイ及び ロ以外の もの	開発区域の面積に 応じ、次に掲げる 額	(1) 0.1ヘク タール未満の			ハイ及び ロ以外の もの	開発区域の面積に 応じ、次に掲げる 額	(1) 0.1ヘク タール未満のも	

改正後					改正前				
			もの					の	
			<u>141,000円</u>					<u>131,000円</u>	
			(2) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のもの					(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	
			<u>215,000円</u>					<u>199,000円</u>	
			(3) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のもの					(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	
			<u>320,000円</u>					<u>292,000円</u>	
			(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの					(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	
			<u>379,000円</u>					<u>348,000円</u>	
			(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの					(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	
			<u>573,000円</u>					<u>525,000円</u>	
			(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの					(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	
			<u>654,000円</u>					<u>599,000円</u>	
			(7) 6ヘクタ					(7) 6ヘクタ	

改正後					改正前				
			<p>ール以上10ヘクタール未満のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>808,000円</u></p> <p>(8) 10ヘクタール以上のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>1,081,000円</u></p>					<p>ール以上10ヘクタール未満のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>746,000円</u></p> <p>(8) 10ヘクタール以上のもの</p> <p style="text-align: right;"><u>1,004,000円</u></p>	
78	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p><u>変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は1,081,000円とする。</u></p>	変更許可申請のとき。	78	都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	<p><u>1件につきイからハまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,004,000円</u></p>	変更申請のとき。

改正後					改正前						
			<p>イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。</p> <p>ロ 新たに開発区域に編入されるもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>開発区域の面積（<u>名称等の欄</u>に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額</p> <p>面積に応じ、前項に規定する額</p> <p>15,000円</p>				<p><u>を超えるときは、その手数料の額は、1,004,000円とする。</u></p> <p>イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。</p> <p>ロ 新たに開発区域に編入されるもの</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	<p>開発区域の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額</p> <p>面積に応じ、前項に規定する額</p> <p>15,000円</p>		
79	都市計画法第45条の規定に基づく開発許	開発許可を受けた地位の承継の承認申請		承認申請のとき。	79	都市計画法第45条の規定に基づく開発許	開発許可を受けた地位の承継の承認申請		承認申請のとき。		

改正後					改正前					
	可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	手数料 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの ロ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築	2,500円			可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	手数料 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの ロ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築	2,500円		
		開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1ヘクタール未満のもの 2,500円 (2) 1ヘクタール以上のもの 4,000円					開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 1ヘクタール未満のもの 2,500円 (2) 1ヘクタール以上のもの 4,000円			

改正後						改正前					
			又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの ハイ及びロ以外のもの	19,000円				又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの ハイ及びロ以外のもの	19,000円		
80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1 <u>通</u> につき	700円	交付申請のとき。	80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1 <u>件</u> につき	700円	交付申請のとき。
<u>80の2</u>	<u>都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付</u>	<u>証明書の交付手数料</u>	<u>1 通</u> につき	<u>900円</u>	<u>交付申請のとき。</u>	<u>新設</u>					
81	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 500平方		許可申請のとき。	81	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 <u>8</u> 条第	宅地造成工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1) 500平方メ		許可申請のとき。

改正後				改正前			
号) 第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査	料	メートル以内のもの	<u>20,000円</u>	1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査		メートル以内のもの	<u>18,000円</u>
		(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>			(2) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>
		(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>54,000円</u>			(3) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>46,000円</u>
		(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>89,000円</u>			(4) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>74,000円</u>
		(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>123,000円</u>			(5) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	<u>106,000円</u>
		(6) 10,000平				(6) 10,000平	

改正後					改正前				
				方メートルを 超え、20,000 平方メートル 以内のもの <u>201,000円</u>					方メートルを 超え、20,000 平方メートル 以内のもの <u>172,000円</u>
				(7) 20,000平 方メートルを 超え、40,000 平方メートル 以内のもの <u>220,000円</u>					(7) 20,000平 方メートルを 超え、40,000 平方メートル 以内のもの <u>188,000円</u>
				(8) 40,000平 方メートルを 超え、70,000 平方メートル 以内のもの <u>275,000円</u>					(8) 40,000平 方メートルを 超え、70,000 平方メートル 以内のもの <u>243,000円</u>
				(9) 70,000平 方メートルを 超え、 100,000平方 メートル以内 のもの <u>364,000円</u>					(9) 70,000平 方メートルを 超え、100,000 平方メートル 以内のもの <u>331,000円</u>
				(10) 100,000 平方メートル を超えるもの <u>533,000円</u>					(10) 100,000平 方メートルを 超えるもの <u>489,000円</u>

改正後				改正前								
			<u>土石の堆積に 関する工事の 許可申請手数 料</u>	<u>土石の堆積をする 土地の面積に応 じ、次に掲げる額</u>	<u>許可申請 のとき。</u>							<u>新設</u>
				<u>(1) 500平方メ ートル以内の もの</u>								
				<u>18,000円</u>								
				<u>(2) 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル以 内のもの</u>								
				<u>28,000円</u>								
				<u>(3) 1,000平方 メートルを超 え、2,000平 方メートル以 内のもの</u>								
				<u>35,000円</u>								
				<u>(4) 2,000平方 メートルを超 え、5,000平 方メートル以 内のもの</u>								
				<u>の</u>								
				<u>54,000円</u>								
				<u>(5) 5,000平方 メートルを超</u>								

改正後					改正前				
				<u>え、10,000平方メートル以内のもの</u> <u>66,000円</u>					
				<u>(6) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの</u> <u>121,000円</u>					
				<u>(7) 20,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以内のもの</u> <u>134,000円</u>					
				<u>(8) 40,000平方メートルを超え、70,000平方メートル以内のもの</u> <u>163,000円</u>					
				<u>(9) 70,000平方メートルを超え、100,000平方メートル以内のもの</u>					

改正後					改正前				
			<p style="text-align: center;"><u>207,000円</u> (10) <u>100,000平方メートルを超えるもの</u> <u>292,000円</u></p>						
81の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	<p><u>変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が533,000円を超えるときは、その手数料の額は533,000円とする。</u></p>	変更許可申請のとき。	81の2	宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	宅地造成工事の変更許可申請手数料 <u>1件につきイからハマまでに掲げる額を合算した額。ただし、その額が489,000円を超えるときは、その手数料の額は、489,000円とする。</u>		変更申請のとき。
		イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積（ <u>名称等の欄</u> ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつ				イ 設計変更。ただし、ロのみに該当する場合を除く。	切土又は盛土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の	

改正後					改正前				
			ては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額					切土又は盛土をする土地の面積) に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額	
		ロ 新たに切土又は盛土をする土地に編入されるもの ハイ及びロ以外のもの	新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額	15,000 円			ロ 新たに切土又は盛土をする土地に編入されるもの ハイ及びロ以外のもの	新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、前項に規定する額	15,000 円
		<u>土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料</u>	<u>変更許可申請1件につき、名称等の欄イからハマまでに掲げる区分に応じ、それぞれ定める次の額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は292,000円とする。</u>	<u>変更許可申請のとき。</u>			<u>新設</u>		
		<u>イ 設計変更。ただ</u>	<u>土石の堆積をする土地の面積(名称</u>						

改正後						改正前					
			<p><u>し、ロのみに該当する場合を除く。</u></p> <p><u>ロ 新たに土石の堆積をする土地に編入されるもの</u></p> <p><u>ハ イ及びロ以外のもの</u></p>	<p><u>等の欄口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)</u></p> <p><u>に応じ、前項に規定する額の10分の1に相当する額</u></p> <p><u>土石の堆積をする土地の面積に応じ、前項に規定する額</u></p>							
				15,000円							
<u>81の3</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付</u>	<u>証明書の交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>900 円</u>	<u>交付申請のとき。</u>	<u>新設</u>					

改正後						改正前						
81の 4	宅地造成及び 特定盛土等規 制法施行条例 (令和6年東 京都条例第36 号) 第5条第 3項の規定に 基づく盛土規 制法調書の写 しの交付	調書の写しの 交付手数料	1通に つき	700円	交付申請 のとき。	新設						
82～	略					82～	略					